

学生各位

〔三次募集〕『学生支援緊急給付金』の申請について

【申請にあたって】

文部科学省より、「学生等の学びを継続するための緊急給付金」の三次募集をすることが公表されました。相模女子大学に2022年3月31日まで在籍している学生（大学院生含む）が対象です。

申請については手引きと下記要件を確認いただき、支援対象要件に当てはまる場合のみ申請を行ってください。今回の給付金は学生に対し一律で給付されるものではありません。原則、支援対象要件を満たすことが条件となっています。自身が「支援対象要件」に該当することが確認できましたら下記手順に従い申請を行ってください。**一部要件を満たしていない場合でも新型コロナウィルス感染症拡大の影響により経済的に困窮していると判断された場合、採用される可能性はあります。**

【支援対象要件】

1) 原則として、家庭から自立してアルバイト収入で学費や生活費等を賄っている学生。

※自宅通学者の場合でも、経済的に困窮されている学生は対象者とする場合もあります。

2) この制度は既存の支援制度を活用しても学費等の支出が困難なことを要件としています。①第一種奨学金の最高月額（無利子奨学金）、②民間等奨学金を含め、申請が可能な支援制度を最大限活用していることが申請条件の一つとなります。

※すでに一次募集、二次募集（給付奨学金受給者・一般応募者）で給付金を受け取った学生（採用者）は対象外です。

3) 新型コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む）が大幅に減少（コロナ禍前より50%以上減少）していること。

4) 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い学生で、家庭からの追加支援が期待できないこと。

【申請手順と申請場所】

手順1

大学のホームページから、①申請書【様式1】、②誓約書【様式2】、③家計及び奨学金受給（申請）状況申告書【別紙】をダウンロードする。

手順2

手順1でダウンロードした①～③の書類に必要事項を記載する。証明書類を添付し、学修・生活支援課の窓口に提出する。

【提出期限】

提出期間：2022年3月11日（金）～2022年3月15日（火）17時まで（平日のみ受付）

※メールでの受付は行いません。原則窓口での受付としますが、郵送での提出も可能です。郵送の提出で不備があった場合は、提出期限内の提出であっても推薦できなくなりますので、ご了承ください。

※提出期限以降は、申請を受け付けません。

※詳細は、「『学生支援緊急給付金』の申請について」を確認ください。

※対象者について、該当から外れる場合であっても、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的に困窮する学生も申請可能とします。状況を確認後、対象外の場合のみご連絡いたします。

対象者	提出書類
全員 ※提出が困難な場合その理由を申請書に明記すること	①学生支援緊急給付金申請書【様式1】 ②誓約書【様式2】 ③家計及び奨学金受給（申請）状況申告書【別紙】 ④仕送りの金額がわかる書類（通帳のコピー等） ⑤アルバイトの給与明細（減額前、減額後）※減額前の明細は減額前直近3か月分程が望ましい。※減額後、0円となった場合には減額前の明細を添付し、0円のため添付できないことを申し送り事項に記載してください。
該当者のみ	⑥自宅外通学を証明する書類※アパート等の賃貸借契約書のコピー又は入寮許可書のコピー等 ⑦振込口座を確認できる書類（様式1設問2該当者のみ）金融機関名・支店名・口座番号がわかるもののコピー ⑧日本学生支援機構奨学金以外の貸与奨学金を受給していることを証明する書類（採用通知のコピー等）。

【問合せ/提出先】

相模女子大学・相模女子大学短期大学部

大学事務部 学修・生活支援課 奨学金担当

042-742-2695 平日 9:00～18:00

〒252-0383

神奈川県相模原市南区文京2-1-1